

令和2年第8回菊池市教育委員会会議録

日 時 令和2年8月20日(木)午後1時30分
場 所 キクロス大研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課総務課長補佐	富 田 信 幸

18 / 18人

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
議案第65号 菊池市立図書館ボランティア活動要綱の制定について
5. 報告案件
報告第23号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況(2020年7月)
報告第24号 菊池市が進める地域学校協働活動について
6. その他
7. (教育委員会各課からの事務連絡等)
 - ①行事予定について
 - ②次回の教育委員会議
(通常)令和2年9月23日(水)~13:30 キクロス大研修室

開会

渡邊教育長 こんにちは。外は今、連日厳しい残暑が続いておりますが、委員の皆様におかれましてはぜひ御自愛をお願いしたいと思います。

今日のこの会場へ上がってくると、ロビーのところで中学生がワークを解いていまして、夏休みの終わりが近づいているなど実感したわけですけども、学校では、来週火曜日から前期後半が始まる予定です。無事に前期後半が迎えられるよう、学校は準備しているようですけども、コロナの現状は、県のレベルは特別警報レベル4ということで、今後も緊張感を持って臨んでいかなければいけないと思っているところです。

そのような中での第8回目の菊池市教育委員会会議です。どうぞよろしくお願います。

それでは、会議次第に従いまして、「令和2年第6回菊池市教育委員会及び令和2年第7回菊池市教育委員会の会議録の承認について」を議題といたします。

教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、令和2年第6回菊池市教育委員会及び令和2年第7回菊池市教育委員会の会議録に記載しました事項について御異議ございませんか。よろしいですか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議がありませんので、令和2年第6回菊池市教育委員会及び令和2年第7回菊池市教育委員会の会議録については、承認することに決定いたします。

次に、教育長の報告を議題とします。私から報告をいたします。

プリントが1枚、裏表があるかと思えます。最初に、動静について書いております。主なものを御紹介します。

7月22日、水曜日に菊池市の教育支援会議を実施しています。

27日、月曜日に菊池地区教科用図書採択協議会がございました。

29日、委員の皆様にもお世話になりましたけども、臨時の小中学校校長会議、それから臨時の教育委員会会議を開催しております。これは、新型コロナウイルス感染症対策本部会議を受けた形で実施しております。

7月30日、31日、4日、5日と新型コロナウイルス感染症対策本部会議が連日行われました。7月31日には別の臨時教育委員会会議を開いて、お世話になりました。

8月7日、菊池市教育委員会主催によります初任者研修。これは、ウェブ会議システムにて実施しております。今年は、菊池市の初任者は、小中学校で11人いるわけですけども、私の講話は初任の先生方に望むこと、もう一つは、菊池一族プロモーション室のほうから、初めての菊池一族入門ということで講話をいたしました。本来ですと一日かけて菊池のいろんな学習の場所を案内しながら行うところでしたけれども、このような状況ですのでウェブ会議システムの講話で実施しました。双方向通信ができますので、それなりの効果は上がったのではないかと考えております。

15、16日がプラチナ未来人材育成塾ということで、教育委員の皆様方には御案内したとおりでございます。続きが、22、23日、今度の土日に行われて、4日間のプログラムでございます。

8月18日、市内の小中学校校長会議を開いております。これも、校長会議としては初めてウェブ会議システムにて実施し、それぞれの校長先生方は学校にいながらウェブ会議という形で実施しました。研修も会議も実際行ってみたわけですが、多少のトラブルや不具合もありましたが、おおむね順調に出来たのではないかと思います。

8月20日、本日、菊池市の教育委員会会議ということになります。

大きな2番目に、今月の市内小中学校校長会議でございます。今申し上げましたウェブ会議の連絡事項で、指導事項をそこに記載しております。

最初に、安心安全の学校づくりのためにということで、児童生徒の大きな事故報告等夏休み中上がっておりませんので、それに関するお礼も延べながら、一方、コロナに関して言えば、それこそ紙一重といいますか、そういう状況がずっと続いておりますし、近隣市では実際小学生が発症するということが起きておりますので、引き続き、緊張感を持ってほしいという話をしております。

そのために、前期後半が来週スタートするわけですが、児童生徒はもとより、職員、来校者等の健康管理の徹底をということで、括弧書きしている具体的なものについて再度確認をしたところではあります。

同時に、この猛暑が一段落しますと、次は台風等の心配になりますので、その対応をということで話をしています。

2番目に、学力充実ということに関して、授業力向上の取組を引き続きということで、校内研をさらに充実させることとか、あるいは菊池市の指導主事、あるいは学校教育支援員の授業参観による指導を充実させてほしいという話をしました。それから、ICTを生かした家庭学習の質的向上をお願いしたいということで、市としましては、ジャストスマイルドリルという家庭学習で使えるドリルを利用できるようにしておりますので、その試験的な活用を通して、目の前に迫っております1人1台タブレットの状況に向けた、より効果的なスタートが出来るようにという話をしております。

いじめ・不登校対策ということで、不登校傾向の児童生徒は既にはっきりしておりますので、前期後半スタートの前に事前の取組をという話をしております。具体的には、各担任や、その担当をはじめ、適応指導教室や心の教室等の連携も含めてという話をしております。

4番目、人権教育啓発の充実についてということで人権教育の推進と学んだ後の日常化について特にお願いしたところではあります。

教職員の不祥事防止ということで、引き続き交通事故防止の徹底ということと、セクハラ・体罰等の根絶ということで、繰り返し指導をお願いしたいと。県費職員だけでなく、補助教員等の市の職員等にも不祥事防止の徹底の指導をということで話をしました。

働き方改革の推進ということで、超過勤務者数の報告を委員会で受けておりますので、各学校でさらに業務量の適切な管理をお願いしたいという話をしております。

裏面です。そのほかとして、管理職の選考考査が近日中にございますので、それについて校長から最終的なアドバイスをということをお話しています。

それから、初任者研修、先ほど言いましたウェブ会議システムにての研修で、学校訪問が出来ておりませんし、初任者の顔を見ても、いつもマスクしていますのでよく分からない状況が続いていましたけれども、このときはそれぞれ条件を満たしていますので、マスクを外してお互いの顔を見ながら自己紹介等も行うことが出来ました。そんな様子を校長会でも紹介したところをございました。

大きな3番として、今後の予定を記載しております。先ほど話しました、8月22、23日がプラチナ未来人材育成塾ということで、時間があればよろしくお願ひしたいと思います。22日は、ノーベル賞を受賞された天野先生、それから宇宙飛行士の山崎さんの講話が予定されています。

8月26日から菊池市議会の本会議が開会いたします。そのことについて、9月にずっと具体的な内容を載せております。

9月15日は市内の小中学校長会議、それから菊池市の教育支援会議を予定しております。

21、22日にココファームカップレガッタ大会と書いておりますけれども、これは中止になりましたので、削除をお願いしたいと思います。

9月23日に9月の教育委員会議がございます。

以上、報告いたします。

ただいまの報告内容につきまして質疑はございませんか。よろしいですか。

委員一同 質疑なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、これで教育長の報告については終わります。

議事に入るまえに、8月17日に各委員の御説明にまいりました議案第63号菊池市市民会館のあり方市民検討委員会条例の一部改正について及び議案第64号の特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、この二つの議案につきましては、全部の委員さん方から承認をいただきました。緊急な依頼にもかかわらず、御協議、御承認いただきまして、改めてお礼を申し上げたいと思います。承認いただきました議案につきましては、9月議会に提案する予定でございます。大変お世話になりました。

それでは、次の案件に移ります。議案第65号菊池市立図書館ボランティア活動要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。

安永館長、どうぞ。

安永菊池市中央図書館長 中央図書館からです。議案第65号について御説明をさせていただきます。

菊池市立図書館ボランティア活動要綱の制定について。

菊池市立図書館ボランティア活動要綱を次のように制定するものとする。

令和2年8月20日提出。

提案理由は、菊池市立図書館におけるボランティア活動に関し、必要な事項を定める必要がある。これが提案の理由でございます。ボランティア活動の要綱を新規で制定するというものでございます。

それでは3ページをお開きください。

目的、第1条、この要綱は、ボランティア活動を生涯学習の重要な活動と位置づけ、図書館法第3条第8号に規定する活動の機会を提供するとともに、市民と行政が協働し、市民に開かれ親しまれる菊池市立図書館の実現を図るため、図書館におけるボランティア活動に関し必要な事項を定めると。これが的でございます。

第3条、活動の場所ですが、ボランティアの活動場所は菊池市立図書館条例第2条に規定する図書館が行う事業を実施する場所となっております。

別紙で、図書館法の抜粋と、その裏になりますが、菊池市図書館条例、それから菊池市図書館条例の施行規則を資料としておつけしております。その条例の中の第2条になりますが、場所というのが中央図書館、泗水図書館、七城図書館、旭志図書館ということでございます。今日配りました図書館法の抜粋の資料がお手元にあると思いますが、そちらでございます。

活動の内容についてでございますけれども、第4条でございます。「ボランティア活動の内容は、次のとおりとする。ただし、図書館の管理運営や図書館利用者のプライバシーに関する業務等を除く」ということで、(1)おはなし会等子ども読書活動への支援。(2)ブックスタート。(3)障がい者への支援(朗読・音訳等)。(4)在住外国人への日本語活用支援。(5)環境美化。(6)書架整理等。(7)図書館まつり等主催事業への協力。(8)広報・宣伝。(9)図書の補修、複写資料等の製本。(10)デジタルアーカイブに係る業務。(11)古文書等の整理に関する業務。(12)その他菊池市教育長が必要と認める活動としております。

対象者は、第5条でございます、ボランティアの対象とする個人及び団体は、次のとおりとするということで、(1)菊池市立図書館条例施行規則第10条に規定する貸出しの対象者のうち、中学生以上のもので前条に規定する活動を希望するもの。(2)市内で活動する市民団体で、前条に規定する活動を希望する団体としております。

先ほどの資料の3ページ目になりますが、施行規則の中の10条、貸出しの対象者ということで、(1)市内に住所を有する者。(2)市内に所在する職場に勤務する者。(3)市内に所在する学校に就学する者。(4)広域貸出しを行う自治体に居住し、居住する公立図書館に登録がある者という、この(4)だけを外している形でございます。

ボランティアの責務としまして、ボランティアは活動を行うに当たり次の事項を遵守しなければならない。(1)図書館職員と密接な協議のもと、公平かつ

平等な利用者サービスに努めること。(2) ボランティア活動中において知り得た個人情報に関する事項を漏らさないこと。(3) ボランティア活動に当たり公共の利益に反し、または反するおそれのある行為をしないこと。(4) ボランティア活動中に政治活動、宗教活動、営利活動、風評の流布等を行わないこと。(5) 図書館の業務に支障を来すような行動または言動は慎むこと、としております。

次、登録です。第7条です。第4条に規定するボランティアの活動を希望する個人または団体は、菊池市立図書館ボランティア登録申込書を教育長に提出するものとし、団体にあつては構成員名簿を添付するものとする。2、教育長は、前項の申込書を受理した場合はこれを審査し、適否を決定するものとする。3、前項の規定により、要件を満たしていると認められる者は、図書館が開催するボランティア活動を行うために必要な研修を受講するものとする。4、教育長は、前項に規定する研修を修了したものをボランティアとして登録し、菊池市立図書館ボランティア証を交付するものとする。5、登録の有効期間は、当該登録を受けた日から登録日の属する年度の3月31日までとする、というものでございます。

次に登録の抹消ということで、第9条ですが、教育長はボランティアが登録の辞退を申し出た場合、または第6条に規定するボランティアの責務を遵守できないと認められる場合は登録を抹消することができるものとするとしております。

研修等につきましては、第10条で、図書館はボランティアに対し図書館運営の基本的な考え方や利用者サービスに必要な技能習得などの研修を実施するものとする。ボランティアは、前項の研修に積極的に参加するものと、研修の参加について取決めを行っております。

そのほか、11条、会議についてです。教育長は、ボランティアの活動の状況について意見交換を行うために教育長が指定する職員及び参加可能なボランティアを構成員とするボランティア会議を不定期に開催するものとする、ということです。

報酬等につきましては第12条で、教育長はボランティアの活動に対しての報酬及び交通費の支給は行わないものとするということで、無償でのボランティア活動ということで登録をさせていただきたいと思っております。

5ページの14条の2になるのですが、この要綱の施行の際に既に図書館においてボランティア活動を行っている個人及び団体にあつては、第7条第4項に規定する登録を受けたものと見なすということで、現在もう登録をされていらっしゃる方については、見なし登録ということでさせていただきたいと思っております。

現在、菊池市図書館のボランティアは、52名の方がおはなし会や、英語のお話のボランティア、グリーンボランティア、布絵本、手芸等のボランティア、デジタルアーカイブのボランティア、本棚の整理等でおいでいただくボランテ

ィアさんということで登録されておりますので、これにつきましては、見なしという形で登録をさせていただきたいと思っております。

説明については以上でございます。

渡邊教育長 ただいまの説明について、質疑及び御意見はございませんか。
生田委員どうぞ。

生田委員 今回の御説明で、5条で、貸出し対象者の(4)を除くとおっしゃいましたけど、(4)を除くというのがこれでは読めないと思っているのですが。広域貸出し云々のほうになります。

渡邊教育長 安永館長、どうぞ。

安永菊池市中央図書館長 除くというのは、市内に在住、在勤、在学の方をボランティアとして登録しますので、(4)は除きますということです。除くという文言は書いてございませんが、市内のボランティアの方で、中学生以上の方をボランティアとして登録するというところでございまして、5条の(1)に第10条に規定する貸出しの対象者のうちと書いておりますので、説明上(4)の方が外れるという形で、説明の仕方が悪かったかと思うのですが。

生田委員 今回の説明がちょっと分かりにくかったのですが。

安永菊池市中央図書館長 第5条で、施行規則の第10条に規定する貸出しの対象者のうち、中学生以上のもので、前条に規定する活動を希望するものと記載されてあると思うのですが、この内容としましては、市内に在住、在学、在勤の方を対象としておりますので、広域貸出しの対象となる各市町村の利用者は対象から外すというものです。

生田委員 だから、その市内のもの云々が分るようにした方がいいと思うのです。10条の(1)から(3)に規定するとかですね。

安永菊池市中央図書館長 そうですね。そういった条文がよいかと思いました。

渡邊教育長 第5条の(1)の書きぶりですね。

安永菊池市中央図書館長 (4)を除くか、(1)から(3)までを対象者として。修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

渡邊教育長 御指摘のところは、分かりましたね。表記の仕方を分かりやすくすることしていきたいと思います。

安武課長、どうぞ。

安武学校教育課長 今回の話からすると、第10条の後に(1)から(3)にという文言を加えることとなりますが。

安永菊池市中央図書館長 失礼いたします。今の御質問だと、規則第10条の後に、第10条(1)から(3)に規定する貸出しの対象者のうち、というような表現だと、(4)を除きますので、そういう文言を加筆するということで、よろしいでしょうか。

渡邊教育長 今回の表記でよろしいですね。
もう一つ、どうぞ。

生田委員 7条の5項に期間が年度いっぱいという記載がありますよね。これは、今もそうなのですか。毎年登録してもらわなくても、変更するときには届出がその次の条で出てくるので、毎年だとボランティアの方の負担が増えるのじゃないのかなと感じたのです。だから、1回登録してやめるときには変更でやめる手続きすれば終わりにするとか、そうするともうちょっと手続きの負担が減るのではないかと思ったものですから。

渡邊教育長 安永館長どうぞ。

安永菊池市中央図書館長 実際ボランティアの登録をされている方はもっと多いわけなのですけど、実質動いている方になると半分ぐらいにどうしてもなってしまうので、登録だけされて来られない方をどこかで消していくという作業が必要になってきます。連絡しても、全く取れなかったりとか、出してくださいと言われてもその対応がしていただけなかったりするところもありますので、こちらから連絡しながら、そこを確認しながら行っています。事務上は煩雑には少しなるのですが、そういう形で現在はやっているような形です。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。その意味するところは、そういうところだということですね。ほかございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決をいたします。
議案第65号は一部修正のうえ可決することに御異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第65号は一部修正しながら可決することに決定いたします。

続きまして、報告案件に移ります。

報告第23号菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況の説明を事務局よりお願いします。

長尾指導主事、どうぞ。

長尾学校教育課指導主事 それでは、報告いたしますので、お手元の報告案件資料をごらんください。

2ページをごらんください。最初に、1段目のグラフですが、小中学校別の不登校、不登校傾向、不登校ではない児童生徒の長期欠席数を示しております。

その内訳ですが、不登校の小学生11名、中学生18名、29名となっております。

不登校傾向の小学生10名、不登校傾向の中学生が21名で、合計31名。不登校ではない小学生が15名、中学生16名、合計31名となっております。

2段目のグラフです。不登校の4年間の経年比較を示したグラフです。令和元年度よりも低い数値を示していますが、平成29年度、30年度よりも多く、グラフの傾きが急で、不登校生が急増していることが分かると思います。

3段目のグラフですが、29名の不登校の児童生徒を学年別に見たものです。中学校3年生が12名、そのうち11名が昨年度も不登校ということで最も多く、次いで小学6年生が6名。6名のうち6名は昨年度不登校生。続いて、中学校1年生が5名。5名とも昨年度も不登校生という順となっております。

次のページをごらんください。1段目のグラフです。不登校傾向の経年比較を示したものです。6月は47名でしたが、7月は31名となっております。

2段目のグラフですが、内訳31名の不登校傾向の児童生徒数を学年別に見たときのものです。中学生3学年の合計が21名と多く、数字的には目立っています。

いじめの報告についてですが、小学校から一つ、中学校から一つ上がっております。どちらも、子どもから学校へ訴えがあつて、早期発見につながつて解決に向かっているという説明を受けております。

適応指導教室の通級者ですが、7月の通級の申請は2名ありました。現在は14名の申請が上がっております。

適応指導教室の使用状況です。菊池教室、相談件数25件、七城教室、相談件数20件、旭志教室、相談件数26件、泗水教室、相談件数3件、4教室の合計相談件数は74件となっております。

続きまして、資料の6ページから7ページにかけてです。心の教室相談利用状況のグラフを載せております。五つの相談室の合計相談件数は90件となっております。その主な内訳ですが、不登校の相談が28件、家庭のしつけ等の相談が15件、進路・進学・学業の相談が7件、学校教師との関係が3件、対人関係11件となっております。

菊池市のスクールソーシャルワーカーの対応相談件数は12件、学校支援コーディネーターの対応相談件数は90件となっております。
報告は以上となります。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はございませんか。
江藤委員どうぞ。

江藤委員 菊池の不登校傾向が47から31に減ったということは一安心しております。
質問は、例えば泗水中の心の教室でその他っていうのが20数件あるのですが、差し支えない範囲で、どのようなものがその他の中にあっただのか、教えていただければと思います。

渡邊教育長 長尾指導主事、いいですか。

長尾学校教育課指導主事 適応教室ですか。

江藤委員 泗水中、7月、心の教室のほうです。7ページのその他のところですが、差し支えない範囲で、把握されていることがあればと思います。

長尾学校教育課指導主事 その他の内訳は様々ですけど、相談員の先生が女性の方で、相談体制が非常にうまくいっている状況で、いろんな悩みを子どもたちが気軽に相談できるような体制ができると聞いております。校内のいじめ、不登校の校内対策委員会の中にも入って、いろいろ話をされていると聞いておりますので、とても活用されているのではないかと思います。
以上です。

渡邊教育長 具体的な内容で、紹介できるようなことがありますか。今手元資料はないですか？無ければその辺りは後で確認しながら、お伝えできる範囲でお願いします。

江藤委員 今お話聞きましたところ、非常に相談しやすいということですので、いい意味でのその他の数かなというふうに思っております。ありがとうございました。

渡邊教育長 ほかがございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは続いて、報告第24号菊池市が進める地域学校協働活動についての説明を事務局よりお願いします。
吉川副館長、どうぞ。

吉川菊池市中央公民館副館長 前のプレゼンを使って御説明申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひします。教育委員の皆様には本年度、年度当初に作成をしましたハンドブックもお渡ししておりますので、そちらが全てでございますので時間があるときに目を通していただければと思います。

資料は8ページにロードマップ、10ページからプレゼン資料になっておりますので、そちらを御参照ください。

今日はできれば地域学校協働活動についての概要と、本市が進める地域学校協働活動について、この2点を中心に御報告をしたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

まずは、地域学校協働活動とは一体何だろうか、ということです。これは2年前の熊日の読者ひろばに栖本中の2年生の原田さんが投稿したもののなのですけれども、これが地域学校協働活動の概要を示しておりますので、まずは御紹介したいと思ひます。

中身は、総合的な学習の時間に「100年先も住みたい天草栖本」というテーマで各校のカリキュラムに沿って、地域の方の支援をいただきながら進めた教育活動なのですが、四つの段落に分かれていますけれども、この短い文章の中にたくさんのエキスが詰まっております。

100年先も住みたい栖本にするためにという総合的な学習の時間のテーマなのですが、それを学ぶ段階で最終的に栖本かっぱ祭り、これは伝統的な祭りなのですが、この地域の行事に生徒達が出店して、その中でいろんな経験をしていくわけです。

まず第1段落では、その中で学校の先生方の思いと栖本地区の地域住民の思いが重なって、そこでこのカリキュラムができたこと。要は、開かれた教育課程の実現です。

第2段落目は、自分たちが経験したことを地域の方に伝えたいという目的と相手意識、これが明確に示されています。

第3段落目は、今までは買う側の経験しかなかったものが、作る側、売る側といった視点になっている。多面的、多角的に物事を捉える視点というのがここからはうかがえます。

最後に、その経験自体が職業観であったり勤労観であったり、ふるさと観であったり、要はキャリア教育の視点が盛り込まれていること。

この短い4段落の中に、たくさんの価値が含まれているわけです。じゃあ、こういった教育活動がどのようにして作られたのか、非常に興味を持ちましたものですから、天草から来ていた社会教育主事にもうちょっと聞取調査をしてくれということで聞取りをしてもらったら、いろんなことが見えてきました。

まず、先生方はキャリア教育を進めたい。そのキャリア教育の学びが、日常化するように繋げていきたい。そういった思いを持っておられました。そして、栖本中は100人に満たないぐらいの小さな学校です。なかなか子どもたちは発表の機会がないということで、どうにか表現力もつけたい。これが先生方の思い。そして地域は、非常に過疎化が進んでおりますので、何とか地域を活性

化したい。あるいは、子どもたちにふるさとに対する思いをしっかりと高めてもらいたい。そういった思いを持っておられ、できれば地域に残ってもらいたい。

こうした学校の思いと地域の思いが重なって、「100年先も住みたい天草栖本にするために」という単元ができ上がりました。

学校では、総合的な学習の時間を中心に、先生方の指導と地域の支援で進めていきます。地域で栖本かっぱ祭りへの生徒たちの出店ということで指導、支援を進めていく。ここで連携・協働が生まれていくわけです。そして、その結果、仕事に対する新たな価値観と、ふるさとに対する新たな思いを醸成することができました。要は、学校の教育活動の充実と地域の活性化が、この一つの単元を通して生まれていったわけです。

ただ、この取組はここだけでは終わりませんでした。さらに、生徒と地域住民の新たなつながりが生まれたのです。小学生までは意外と地域の方と触れあうことが多いのです。地域の方も学校に行かれるし、子どもたちも地域に出向くしですね。ところが中学校になると、家庭と学校の往復、あるいは塾の往復。部活動やなんかに専念するものだから、なかなか地域とのふれあいというのが、なくなっていくとはいえませんが、少なくなっていくわけです。だから生徒達は、地域のことをよく知っているつもりだったのだけでも、実際にかっぱ祭りの出店に向けて、地域の方にいろんな支援をしていただく中で、地域の方の学校に対する思い、自分たちに対する思い、そして地域の方のすばらしさ、ふるさとのすばらしさというのを実感します。逆に、地域の方は生徒達の熱心な取組であったり可能性であったり、すばらしさであったり、学校の努力であったり、そういったものをしっかりとつかむことができ、新たなつながりというのが生まれたのです。要は、本物の出会いというのがここでできました。これが、この後、非常に大きな影響をもたらします。

そのおかげで、子どもたちは本当に主体的な学びへとつながっているし、人間性を高めることもできるようになった。地域の方は、教育活動に取り組んで行かれますので、地域の教育力というのが高まっていく。すなわち、地域力の向上につながる。こういった付加価値がついてきたということになります。すばらしい取組です。これが、地域学校協働活動が目指すものと言えるかと思えます。

では、なぜ今こういった活動をやっていかなければならないのか。それは、今社会が大きく、しかも急激に変化していることが背景にあります。これは国の機関が提言しているものです。こちらは、研究者が提言しているものです。上の方から目を通していきますと、少子高齢化あるいは人口減少によって、2040年には、今、全国で1,800市町村がございますけども、そのうちの896は消滅するおそれがあるという提言がされています。また、2060年には生産年齢人口が現在の半分になるだろうという予測が出ています。

一方、研究者のほうからは、科学技術の進歩によりまして、今の子どもたちの65%は、大学を卒業するときには今存在しない職業に就くだろう。10年後、20年後には47%の仕事が自動化されるのじゃないか。もっと厳しいの

がこれですね。2050年頃には人間と同じ能力を持ったAI搭載のロボットができて、値段が下がれば人類の90%の仕事が失われるかもしれない。そういう予測を出されています。

これからの社会というのは、とにかく誰も見たことがないし、誰も経験したことがないし、誰も予想することができない、そんな社会になる。未来をつくる子どもたちがそこに生活をして生きていくこと。私たちもともにそこに生きていくということになります。

こういった中で、社会が大きく変化することによって、学校の中ではこのような複雑な問題というのが出てきます。そしてこれはもう学校だけではなかなか解決が難しい状況になります。一方で、地域の課題はこういうふうに非常に複雑化、多様化していくということです。これも、なかなか地域だけでは解決できない状況にあるということです。

こういった中で、じゃあ国の教育の動向はどうなっているだろうか。この地域学校協働活動、要は生涯学習・社会教育に関するところに特化して見てまいりたいと思いますが、この教育動向のスタートになったのが平成18年の教育基本法の改正です。学校教育とは、社会教育とは、家庭教育とは、とそれぞれ明記をされていますし、生涯学習の定義も第3条に明記をされました。これがスタートになりました。これを受けて、関係法令や中教審からの答申辺りがどんどん出されていきます。

もっとも注目すべきは、平成27年に中教審のほうから3つの答申が出されています。チーム学校としてどうするのか。教職員の育成をどうするのか。学校と地域の連携協働をどうするのか、という3本の答申が出されました。

それを受けて、平成28年に「次世代の学校・地域」創生プランというのが出されています。当時は文科大臣が馳さんだったので、馳プランという名前を出されておりますので御存じかと思います。その28年の馳プランが、大きく影響していつて翌29年に地教行法の一部が改正されています。そして同じように29年3月に社会教育法の一部が改正されています。

この地域学校協働活動に特化するところで、ここに二つ示しましたが、学校運営協議会、本市では学校教育課が所管課で今進めておられますけども、スタートは平成16年でした。菊池市でいうと、泗水小、泗水中がコミュニティ・スクールになりました。学校運営協議会制度を取り入れている学校のことをコミュニティ・スクールと申し上げますけども、スタート時は指定校でしたので、指定した学校がコミュニティ・スクールということで、任意設置だったのです。それが、この法が改正されたことによって、47条の6、教育委員会は学校運営協議会を置くように努めなければならないと。要は任意設置から努力義務にかわったということです。それから、学校運営協議会の委員としては、地域学校協働活動推進委員を入れるということもここに示されています。社会教育法では、

主語が市町村の教育委員会ですね。教育委員会が地域住民その他の関係者が学校と協働して行うもの、すなわち地域学校協働活動ですけども、この機会を提

供する事業を実施すること。それから、普及啓発に必要な措置を教育委員会が講ずる。要は、教育委員会が中心となって進めていきますということがここに示されている。また、教育委員会が地域学校協働活動推進員を委嘱することができるということも明記されました。

地教行法で、コミュニティ・スクールのこと、そして社会教育法で、地域学校協働活動というのが出てきます。では、これをなぜ今一体的に進めようとしているのか。それは、この学習指導要領、本年度から小学校が全面実施になっておりますけども、その学習指導要領の前文の中ほどに、この5行が書かれています**が**、これが全てを表しています。ちょっと読みたいと思います。

教育課程を通して、これからの時代に求められる教育を実現していくためには、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくるという理念を学校と社会が共有し、それぞれの学校において必要な学習内容をどのように学び、どのような資質・能力を身につけられるようにするのかを教育課程において明確にしながら、社会との連携及び協働により、その実現を図っていくという社会に開かれた教育課程の実現が重要になる。

この5行が全てなのですね。これを要約すると、社会に開かれた教育課程とは何か。これは、学校と社会が目標やビジョンを共有すること。これが社会に開かれた教育課程ということになります。じゃあ、どこで共有するのですか。その共有する場所が、この学校運営協議会なのです。

学校運営協議会は、年度当初に校長先生のほうから学校運営の方針とか学校の課題とか、いろんなものを出されます。出されたところで、協議会の委員さん方が、それに対して協議されるわけ**です**。熟議をされます。その中で、方針辺りを承認されるわけですね。これが委員さん方の権限なのですけども、承認をするということは結局共有をするということですね。そして共有したことをじゃあ具体的にどのようなところで活動に移すのかというのが地域学校協働活動ということになるわけです。ですから、コミュニティ・スクールの学校運営協議会の中で共有して、地域学校協働活動として活動を進めていくということになります。ということで、コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進というのが、そこで生まれるわけです。

もう少し、詳しく見ていくと、よりよい学校教育を通してよりよい社会をつくと示されています。教育が未来社会を担う人材を育成するという一方で、以前から言われていましたけども、ここを深読みすると、この「社会」とは一体何かということ**になります**。これには二つの要素があります。将来の社会、それから地域社会ですね。

将来の社会をよりよい社会にするためには、どんな教育を進めてどんな人材を育てなければならないかというのがここですね。要は、今、必要な知識だけを教えるのではなくて、次世代を切り拓く力を育む。そういった力を育成していかなければならない。すなわち、未来の**創り手**を育てていかなければならない。

もう一つ、地域社会ですが、地域社会では地域のいろんな課題がありますけれども、そういったものを含めて、学校と家庭と地域とが連携・協働によって、地域を支える人材を育成していきましょう。すなわち地域の**創り手**を育成しなければならぬ。

この両者を育てていくことによって、よりよい社会をつくっていきましょうということがここに示されています。

こういったことを含めながら地域学校協働活動を進めていくわけですが、簡単に組織図として示すならば、こちらがコミュニティ・スクール、学校運営協議会になります。こちらが、地域学校協働本部といいます。本部は、地域のいろんな団体、関係者、統括推進員、地域学校協働活動推進員、学校の連携担当者を含めて、この一つの組織ができるわけですが、これが本部**になります**。

本部は何をするかという、学校が活性化するためにいろんな活動を進められますが、こういったものが充実したものになるようにコーディネートしていくのが本部の仕事で、その中心となるのが地域学校協働活動**推進員**ということになります。

菊池市が考えているのは、先ほども申し上げましたとおり、学校の創生、要は活性化のために未来を担う人材の育成を図っていきましょう。それから、地域の創生に向けては、地域の課題に取り組むような人材を育てていきましょう。これが、菊池市が目指すところでございます。そのための手段としてコミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進を行っていきますということです。

これが、地域学校協働活動の大体の概要ですけれども、じゃあ菊池市ではどのように進めているかということをお次に**説明いたします**。

まず、基本的な考え方として3点ですね。

教育委員会が中心となって地域学校協働活動を進めます。これまでも、似たような活動として学校支援地域本部事業というのがあったのです。これは、学校を支援するための事業でしたけれども、示した後は学校にお任せをしていたのです。だから、学校は非常に負担が大きかったという反省がありました。そうではなくて、地域学校協働活動は、教育委員会が中心になって進めていきますということです。

二つ目に、人づくりを中心軸として地域と学校の連携協働を進めます。特に未来の担い手づくりを核に、子どもたちの成長を支える学校支援活動を積極的に進めます。各成長過程における必要な活動**も進めます**。小学校段階、中学校段階、あるいは高校生もこの活動の中に取込むことによって高校生にもいろんな経験をしてもらい、いろんな力をつけて**もらいたい**と考えています。

そして最終的には、人づくりから地域課題解決、地域の活性化につながる活動を進めていく**こと**を考えています。

これを本年度から3か年でつくり上げていきたいと考えております。本年度はまず、中学校区の体制を整備すること。来年度は、各学校の活動計画、その

支援体制を整備すること。そして最後、3年目に、各学校の特色ある活動を充実させていこうということで、今計画を**進めています**。

本年度はその1年目ということで、五つの中学校区に本部を設けます。本部は学校には置きません。公民館に置いています。中央公民館に南中、北中の本部。七城に七城中。泗水に泗水中の本部。そして旭志に旭志中校区の本部を置かせてもらっています。

当然そこには、統括推進員を1名ずつ置いています。統括推進員は、各公民館に配置されている社会教育指導員**です**。今年3月に退職をされた現場の管理職だった先生方をお一人ずつ配置して、統括推進員として取りまとめをいただいています。それから、各学校に1名ずつの地域学校協働活動推進員。これは地域の方**です**。学校のこと地域のことをよく理解されている方を1名ずつお願いして配置をしております。

もう一つは、定期的に連絡会を開いて、統括推進員あるいは各推進員がしっかりと地域学校協働活動について理解を深める、そして実働に移すということで、定期的な連絡会を**開いている**ところでございます。

具体的なイメージはこういうイメージ**です**。先ほど申し上げましたとおり、中学校ごとに一つの本部を置く。そこに統括推進員を一人置く。そして各学校の推進員が**います**。こうして、今五つの本部ができております。

じゃあ、具体的に菊池市ではどんな活動をしているのか。これは、昨年度の実践になりますが、菊池南中の取組を一つ紹介したいと思います。

菊池南中は、御存じのとおり、ESDの指定校になっています。地域貢献、社会貢献を中心として今取組を進めていますが、ここにありますように生涯学習センターであったり企業連であったり、そういった地域との連携を中心にしながら、**生徒会が中心となって活動しています**。そして、**その活動時間は**、総合的な学習の時間、南中では未来創造タイムといっています。**また**、**生徒会活動の時間です**。特別活動の時間と、総合的な学習の時間を使って今活動しています。

どういうふうに行っているかという、例えば、各委員会でそれぞれ自分たちが地域貢献、社会貢献で、何ができるかというのを話し合います。そして、それを未来創造タイム——総合的な学習の時間ですが、ここで活動に移す。その報告会を生徒集会で行う。このサイクルでずっと繰り返しやっていっています。

一つの例が、地域活動委員会です。この地域活動委員会は、外に出て地域の方に「中学生に期待することは何ですか」「菊池市はどんな街になってほしいですか」といった聞き取り調査を**します**。そうすると、いろんな課題が出てきます。その課題を、自分たちなりにどう解決していくのか。解決まではいなくても、どういうふうに取り組むことができるのかっていうのを自分たちで考えて、それを活動に移していく。そして最後にまた、こういった全校集会で発表会をするというふうになっています。

具体的な実践例として、地域貢献活動で高齢者支援活動をしました。生徒たちが高齢者宅を訪問して掃したり、窓拭きをしたり、これは剪定ですかね。家の中の片づけだったり、交流だったり、いろいろと活動をしています。とても地域の方は喜ばれたそうです。そして、昨年こうやって生徒たちがお邪魔しなかった家庭が、今年はぜひ家に来てくれというようなことで、要望がたくさん出ていると聞いています。

もう一つが、菊まつりでのボランティアガイドです。これは、いきなりはできないので、まず元教育長の田中先生から菊池一族、菊池の歴史について学びます。そして、菊池市の地域おこし協力隊の人たちにボランティアとして活動するためのスキルやノウハウを教えてもらいながら、準備を進め、実際のガイドや甲冑でイベントに参加したりする活動が南中の活動です。

非常に積極的でいいのですね。じゃあ、なぜ南中の活動がこれだけうまくいっているのか。その要因は、次のことにあります。

まず、校長先生のリーダーシップです。これがずば抜けているというか、校長先生がビジョンを示されて、その活動に必要な情報を先生方にどんどん届けられる。それを受けた先生方が、非常にアイデアマンが多くて、あるいは熱意を持った先生方が多くて、ここでやる気がどんどん出てくるわけです。そういった先生方の姿を見た生徒達が、それに啓発されてやる気を出す。そして、実際活動することで、地域の方からいろいろ感謝の心を届けていただく。ますますやる気になっていくわけですね。

そして、大きなのはここなのですが、学校が目標とすることを家庭や地域、行政が理解してサポートをする形ができています。

この形を作り上げるのに一番力を尽くしたのが、渡邊推進員です。渡邊推進員は、コーディネートにしっかり力を入れていかれました。先生方のオーダー、注文をしっかり中身を理解して、渡邊推進員が知っている地域の方々のよさ、持ち味、こういったものを生かす。そういったことで、つながりをつくっていかれました。職場体験では48ぐらいの企業全て渡邊さんが電話をされています。今までは先生方がされていたのです。それを推進員が連絡を取るということで、非常に先生方の負担が軽減され、先生方は教育活動に没頭できるというメリットが生まれました。渡邊推進員のモットーが、特別で大きなことではなくて、できることをこつこつと私はやっていきますと言われていました。こういったことで、南中の活動がうまくいっているのだなと私は理解をしました。

では、本年度、市の1年目として何をやっているかということ、年度当初に各学校にアンケートをとりました。そうすると非常にショックだったのが、地域学校協働活動について理解されていない先生方が53%。校内研修をやっていない学校が60%。学校の先生方にまず、このことを理解してもらうことから進めなければならないと感じましたので、統括推進員の先生方に、各学校におじゃまをして職員研修などで話をしてくださいということで、まず教職員の理解を図ることから始めています。

そして、校内の体制を整備する。これは学校教育課の指導で、ここにありませんように地域連携担当者が全ての学校で選任されました。そして、校務分掌に全て位置づけされています。これは、生涯学習課のほうで、地域学校協働活動推進員選任をしていただきまして、16名委嘱をしてもらっています。コミュニティ・スクールも、去年は8校だったのですが、今年度は13校になっている。残り2校がコミュニティ・スクールになれば、全ての学校がコミュニティ・スクールになるということで、非常に教育委員会が引っ張っていくとこういふふうに進むのだというのを私は感じているところです。今年が国版のコミュニティ・スクールが13校ですので、ぜひ来年は全ての学校がそうなるようにと思っておりますし、ネットワークづくりをしっかりと進めているところです。

今申しあげましたように、菊池市は教育委員会がリーダーシップをとって引っ張っていただいておりますし、その裏づけとしていろんな要綱であったり規則であったりを改正していただいて、国版のコミュニティ・スクールへの移行、それから本部の設置、推進員の委嘱、統括推進員の委嘱、こういったものを教育委員会でしっかり進めていただいておりますので、本当に素晴らしい取組になっていると思っております。

第三者的な言い方になりますけれども、熊本県の各自治体の状況を大体私もつかんでいますが、菊池市の取組というのはモデルになるような取組になっていると私自身、自負をしているところです。

ただ残念ながら、ここにお示ししましたとおり、コロナ禍の中で直接地域の方と学校とが交流、触れあうことがなかなかできない。そういう中で、どういふふうにして進めていくのかということで、各学校及び関係者の皆さんが悩んでおられます。そこで、今、各学校にお示しをしているのが、資料の中の8ページにあります、心と心をつなぐロードマップです。このコロナ禍の中で自粛期間中にやれることは何か。学校が再開したらやれることは何なのか。完全に収束に近づいたときにやれることは何なのか。新しい日常というのを根底に据えながら、活動すべきことを学校運営協議会、地域学校協働本部、それから学校支援、地域支援というようなところで分けて、一応お示しをさせていただきました。

これは、県の教育委員会から取り寄せた資料を基につくっているもので、教育部の庁議あたりでも御了解いただいて各学校に示しているものです。

今は非常に厳しい状況ではありますが、例えば学校の安心安全の確保、登下校の安全確保、交通指導、環境整備、校内の除草とか花壇の手入れとか。泗水の学校だったと思いますけど、毎日、先生方は子どもたちが帰った後、消毒作業をされています。これは大変だそうです。その代わりに地域の方がボランティアとして学校に来られて、週に何回か消毒作業をやられているという学校もあると聞きました。そういった部分での協力体制もできているようです。

あとは、とにかく心の交流活動を積極的に進めてもらいたいということで、メッセージ交流であったり、オンラインであったりを活用した交流活動ですね。

こういったものを今年やれる範囲の中でやっていきたいと考えているところです。

コロナ対策が人と人の距離を保つことを原則としているからこそ、教育は心と心の距離を縮める活動を進めることが大事であると考え、今地域学校協働活動を進めております。

早口で御報告申し上げましたので、なかなか分かりづらいところもあったかと思いますが、とにかく、先ほど申し上げましたとおり、教育委員会が中心となって今進めておりますので、加速度をつけて、この地域学校協働活動が進んでいる状況にあることを御報告させていただきます。

以上です。

渡邊教育長 ただいまの報告について、質疑及び御意見はありませんか。お尋ね等でも構いませんが。

江藤委員、どうぞ。

江藤委員 コミュニティが2校だけが入っていないのですね。七城の学校もそこに入っていますか。どこか、差し支えがなければ教えていただけますか。

吉川菊池市中央公民館副館長 学校名ですか。

江藤委員 はい。

吉川菊池市中央公民館副館長 中学校が2校です。七城中、菊池北中です。

江藤委員 分かりました。

渡邊教育長 七城中にしても、菊池北中にしても、地域での活動に長い歴史がおありですので、体制を整えばコミュニティ・スクールに移行できると考えています。校長先生方もそれを意識されていると思いますので。

ほか、ございませんか。

生田委員、どうぞ。

生田委員 教育委員になってからいろいろ説明とか受ける中で、先ほど御説明いただきましたように、菊池はコミュニティ・スクールがほかの地域よりも早く立ち上がって、充実しているかなと日頃から感じておりました。その上にこの地域学校協働活動というものが出てきたものですから、非常に興味を持っていて、これをしっかりやれば、菊池独自の特色ある教育ができるのじゃないかなという思い入れはありました。

ただ、今、教育委員会を中心に進めるという話なので、学校と推進本部まではつながっていくと思うのですが、それをいかに地域まで、学校運営協議会の

地域のメンバーとか推進員の方とか、いかに地域に広めるかが難しいと感じました。南中の例でいくと学校から働きかけて地域に浸透していくという、それが早いのだろうとは思いますが。そこら辺が今後力を入れる必要があるのかなというのを感じました。

ありがとうございました。

渡邊教育長 ありがとうございました。地域へのアプローチの点で、もし何か思いがありましたら、どうぞ。

吉川菊池市中央公民館副館長 今、夏休み期間中に各統括推進員と各推進員がそれぞれ学校を訪問して、今後どういうふうに進めていくか協議する中で、先ほど教育委員会の役割として地域への普及啓発と。これも教育委員会の仕事なのですね。それを具体的にどのようにやっていくかという、まず一つはコミュニティ・スクールになっているところでは、学校運営協議会が年に3回ぐらいありますので、その中で地域学校協働活動であったり、一番大事な学校の運営方針、どんな子どもたちを育てたいのか、そういったところをしっかりと委員さん方に理解をしていただきます。各委員さん方、大体学校に十四、五名委嘱してあるかと思しますので、その方々は各団体の代表者なのです。ですから、その方々が、また自分の団体にしっかりと広げていく。中には区長さん方もいらっしゃいますので、区長さん方が区長会で集まったときに、例えば校長先生を呼んで話をしてもらおうとか、そういった作業をこれから進めていこうということで、一応周知はしているところです。

大事なのは、児童生徒の活動がどんな活動なのかを地域の方に理解をしてもらうのが一番早いと思うのですが、なかなかコロナ禍の中ではそれが十分できなくて、今後実践発表とか、そういったものを中心に地域の方に普及啓発を進めていきたいなと思っています。

渡邊教育長 よろしいでしょうか。3か年のビジョンというのも先ほど出ましたけれど、その1年目なのですが、なかなかコロナ禍の中で厳しい側面もあるということのようです。紹介があった菊池南中も、研究発表を予定しておりましたが、コロナの影響でそれができないというところで、紙上での発表とか、まとめを広めるとかそういうことになると思います。実は、紹介されたようなことを発表予定でしたが、残念なところでございました。

ほかなにかございませんか。

委員一同 なし。

渡邊教育長 それでは、報告案件は以上で終わりたいと思います。

その他ということで、次に入ります。事務局から何かありますか。どうぞ。

渡邊教育長 今回の件、よろございますか。

委員一同 異議なし。

委員一同 なし。

渡邊教育長 ないようですので、本日の委員会はこれで閉会いたします。
どうもありがとうございました。お疲れさまでした。